

令和2年度第3回豊見城市総合教育会議 会議録

発言者	発言
総務課長	<p>皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、令和2年度の第3回豊見城市総合教育会議、御出席いただき、誠にありがとうございます。本日、司会、進行させていただきます、総務課森山と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>ではまず初めに、配布資料、確認をさせていただきます。次第が、一番初めに付いてるかと思えます。次第の次が、こども改革の推進状況という横のカラーの冊子です。続きまして、令和2年度第3回豊見城市総合教育会議資料というつづり。1枚紙で、陸上競技場の使用に関する嘆願書、与根西部土地区画整理事業に関する要望、最後に、与根体育施設条例廃止をした後の対応試案、1枚紙が3枚となります。お手元、漏れ等ございませんでしょうか、大丈夫でしょうか。</p> <p>それでは本会議は、議事をまとめる目的で、ICレコーダーでの録音をさせていただきますので御了承ください。</p> <p>地方教育行政の組織及び運用に関する法律第1条の4第3項において、本会議は地方公共団体の長が招集することとなっておりますので、これより先の進行は、市長の方へお任せしたいと思えます。市長、よろしくお願いいたします。</p>
市長	<p>それでは皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中ですね、令和2年度第3回となる、豊見城市総合教育会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。日頃から、本市の教育行政の推進ですね、格別なる御理解と御協力を賜りいただいていることに、心より感謝申し上げます。</p> <p>それでは今回、議事になっている（1）から（3）までの内容について、いろんな協議をさせていただきたいなと思っておりますのでよろしくお願いいたしますと思えます。</p>
<p>（1）こどもミーティング及びこども未来市民会議の報告について</p>	
市長	<p>（1）の、こどもミーティング及びこども未来市民会議の報告について、まずはお願いをしたいと思います。担当から、説明をお願いします。</p>

教育長	市長、私の方から一言だけ、意見を述べさせていただきます。
市長	はい、どうぞ。
教育長	まず、総合会議のあり方なんですけども、総合会議というのは、柱は、豊見城市の教育大綱にあるということで、私自身も感じてはいます。教育大綱の具現化を図るため、市長と教育委員が、意見交換をしていくことに狙いがあります。そういうことをですね、今一度、確認をお願いしたい。そしてもう一点はですね、今後、教育委員会からも議題を出したいので、今後についてはですね、また検討方もお願いしたい。これは、私の意見です。以上です。
市長	それではじゃあ、進めさせていただいてよろしいですか？じゃあその旨、今、教育長からあった質疑に関しては、検討、調査、また行っていただきたいと思います。 それでは、先程言った、こどもミーティング及びこども未来市民会議の報告について、説明をお願いしたいと思います。
こども応援課 こども未来 企画班長	おはようございます。こども応援課課長大城なんですが、別会議に参加しているため、こども未来企画班の具志の方で説明させていただきます。お願いします。 お手元の青色のパワーポイントの資料をご覧ください。令和2年度第3回豊見城市総合教育会議、こども改革の推進状況について、でございます。ページめくっていただきます。 令和2年度こども改革の取組みの進捗状況について御報告いたします。第1回総合教育会議5月27日開催した会議の中で、こども改革の取組みについて、令和2年度は、市民会議、基金実施事業可能性調査等の実施、2. 子育て支援団体等との連絡強化策を検討、3. 効果的に寄附金を集めるための啓発及び仕組みづくりを検討、ということで御報告させていただいております。その進捗状況について、説明をさせていただきたいと思います。 1ページ目になります。こども未来アンケートを実施しております。この調査の目的は、こども改革を推進するために、豊見城市の子育て環境に関する現状把握と、子育て支援サービスの利用希望等の把握のために行っています。実施期間は8月7日から8月21日まで、対象は18歳未満及び保護者の方になっております。抽出方法としましては、18歳未満の児童から、無作為に2,500人抽出しております。

調査方法はウェブによる調査を行っております。回収結果につきましては、2,500件中682件、回収率は27.3%となっております。

次のページお開きください。こちらのアンケートの結果としましては、子育て環境の満足度が少し低いという状況が出てきました。「満足」、「やや満足」の割合が、33.9%となっております。「アンケートから見る支援して欲しい施策」ということで、アンケートの結果上位項目を挙げております。「負担に感じている子育てに係る費用」、こちらの方が、給食費を除く食費、学習支援、習いごとに係る費用。「子育てで悩んでいること」として、教育、病気、発育、発達、栄養に関すること。「重要と思う施策」に関して、教育に関すること、経済負担の軽減、保育に関すること、保健医療に関すること。「実施して欲しい施策」につきまして、学校給食の無償化、医療費助成の拡大、習いごとの助成、保育における待機児童の解消というような、回答結果がありました。

続きまして、こどもミーティングを開催しております。こちらは10月17日と10月24日土曜日、2回に渡って開催をしております。目的としましては、「未来を語る友達の輪」として、子供が大人になったときに、「豊見城に生まれて良かった。」とすることができるように、子供の意見に耳を傾け、その意見を活かすために、開催をしております。両日合わせて44名の参加がございました。内容としましては、ワークショップを行っております。テーマ1として、どのような街に暮らしたいか、テーマ2、夢や希望を叶えるために、どうしたいか、どうして欲しいか、ということについて、意見を出しあってもらいました。その結果が次のページ4ページになります。

テーマ1として、「どのような街で暮らしたいか」。主な意見が、危険が少ない街、平和な街、争いのない街、犯罪が少なく、安心して住める街、笑顔とあいさつであふれる街、というような意見が出ております。

「夢や希望を叶えるために」というところでは、いろいろ教えて、プログラミングをしたいとか、いろいろ、お料理をしたいという子がいたので、そういうような、教えてもらおう教室に通いたいという意見がありました。あとはいろいろな場所に行って、その文化を学びたい、いろいろな職業の人から話を聞きたい、職業体験のワークショップを行って欲しい、奨学金や検定代の補助を行って欲しいというような意見が挙がっております。それらの意見をもって、豊見城市としてどうしていくかというようなことを右側にまとめております。

「安全、安心な街」ということで、危険の少ない道、不審者に対す

る対策、地域住民による見守りが必要ではないか、というようなことです。あとは学びの充実として、習いごとに関する検討、体験活動の充実、奨学金等の充実、が今後、行っていく取組みではないかというようにまとめております。

続きまして5ページ、豊見城市子ども未来市民会議を2回開催しております。9月7日と11月5日、委員の方10名と、あとは子ども・子育て応援団、市内で子供やその家庭に対する子育て支援施策、応援をして、取組みを、活動をやっている団体さんになります。

次のページがその、会議で受けた主な意見となります。6ページお聞きください。第1回目の市民会議では、先程お話ししました、アンケートの結果を受けて、子供や子育て家庭に必要な課題についての意見がありました。主な意見としては、待機児童の解消、基金の早期設置、子育て環境の満足度が低い、市がやっている取組みについて市民が知らない、子供が忙しい、地域の連携・協力が必要、子供達の居場所確保、ライフステージごとの課題と支援、親子の絆を深める施策が必要、親に対する支援不足、子ども・子育て応援団の強化、というような意見が挙がっております。

2回目におきましては、子どもミーティングの内容も併せた御報告をして、その中で市民会議として、「基金設置の推進を図って欲しい」、「重点施策の推進を図る」、この重点施策というのが下の3つになります。習いごと費用助成の検討、給食に対する支援の拡充、子ども医療費助成の拡充。

続きまして、「継続取組みの推進を図る」、継続取組みは下の4つになります。待機児童の解消、地産地消の推進、啓発活動の推進、子ども・子育て応援団の推進となっております。

あと、市民会議で出た意見としましては、情報発信の強化を行って欲しい、企業との連携も十分に行って欲しい、安全・安心な街づくりを推進して欲しい、というような意見が挙がりました。

続きまして7ページです。子育て支援団体と連携強化策を検討ということで、子ども応援課の方で、子ども・子育て応援団という登録制度を開始しております。子ども・子育て応援団とは、豊見城市子ども市民会議、構成のメンバーで、子供とその家庭を応援する取組みを行っている団体や企業が登録の対象となります。11月20日時点、今日時点では、登録件数2件となっております。この2件につきましては、5ページの第2回子ども市民会議の真ん中ら辺に2段階あるんですけども、社会福祉法人まつみ福祉会さん、特定非営利法人かなえさんが現在登録をされております。

	<p>最後のページをお願いいたします。効果的に寄附金を集めるための啓発及び仕組み作りを検討、ということで、こども未来基金設置を、昨年度から取り組んでおりました。令和2年3月に、こども未来基金条例の方を提案させていただきましたが、9月の議会において、否決となっております。現在、こども未来基金条例は設定されていないため、基金の方は未設置の状況となっております。</p> <p>今後の予定としましては、こども未来基金条例の議案の議会提案時期について、検討を内部で行っております。</p> <p>あと、啓発活動につきましては、基金が制定後にシンポジウムの開催、あと、ホームページ内にポータルサイトを開設しまして、基金について周知を行っていきたいと思います。あと、チラシの配布等も現在実施予定となっております。御報告については以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございました。それではただ今の説明について、何か各委員の皆様方から御質問、あと、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。</p>
大城委員	<p>じゃあ私からお願いします。この、回収率 27.3%というのは、私が見たらちょっと低いのかなと思うんですけど、この辺は、事務局としては、どういうふうな。</p>
市長	<p>それでは事務局の方、説明をお願いします。</p>
こども応援課 こども未来企画班長	<p>統計学の調査の内容になりますと、400件以上の回答があればいいというところ、ちょっとお待ちください・・・、ちょっと手元に資料はないんですが、統計学的において、この回収については、豊見城市全体の、市民に対する意向としては大丈夫というような検証はできております。すみません、持ってなくて申し訳ないんですが。</p>
市長	<p>よろしいでしょうか。他にございますか？どうぞ、備瀬委員。</p>
備瀬委員	<p>こども未来アンケートっていうのは、素晴らしいアンケートを実施したなというふうに考えております。この件はやっぱり今、指摘されたように、682件の回収数というふうに説明がありましたけども、これは、各学校の方で実施をすると、かなりの高い回収率が期待できたんじゃないのかなと思っていますけども、学校では実施しなかったん</p>

	<p>でしょうか？そのしなかった理由等について、お聞かせ願いたいと思います。</p>
市長	<p>はい、どうぞ、それでは事務局、お願いします。</p>
こども応援課こども未来企画班長	<p>はい、今回、学校の方にも一応、通してアンケートを実施しようというような内部の話はあったんですけども、市の方でもデジタルファースト宣言の方もありまして、ウェブでの調査が実施できるのではないかとというような新たな取組みもやっていこうということで、ウェブの方でも対応させていただきました。</p> <p>同じ時期に、学校教育課も、アンケートもやってるんですけど、やっぱりそちらの方は、回収率の方が高くはなっているので、今後どのような感じで調査していくかっていうのは、検討の一つかなというふうに思っております。</p>
市長	<p>よろしいでしょうか？他に何かございますか？どうぞ、じゃあ大城委員、すみません。</p>
大城委員	<p>この未来基金の内容について、私は非常に素晴らしい内容だと思うんですけど、議会で賛成7、反対14の否決とあるんですけど、何でこんないいと思う、私はいいと思うんですけど、こういうのが否決されたのかなあとって。そのもし分かれば、お願いします。</p>
市長	<p>事務局の方で持ってますか？事情、持ってられる範囲で。</p>
こども応援課こども未来企画班長	<p>はい、よろしいでしょうか。</p>
市長	<p>どうぞ。</p>
こども応援課こども未来企画班長	<p>今回、否決の、中で反対討論というのがあったんですが、その中では、少し制度の内容が分かりにくいということがありました。お金の流れが少し難しいんじゃないかということで、もうちょっと分かりやすくして欲しいというような内容がありました。あとこちらの、基金設置後の、基金を充てていく事業についても、もう少し検討が必要じゃないかというような意見がありました。</p>

	<p>あと、他に、豊見城市の方では、基金の方、他の基金があるんですけども、この基金に対する影響もあるんじゃないかということで、少し検討もして欲しいというような内容がございました。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございます。その他、どうぞ、宮城委員。</p>
宮城委員	<p>先程から調査方法の件が出ていますが、ウェブによる回収ということで、それなりに意識の高い、というような表現はいいのかな、興味を、関心を持った方々の意見が取り寄せられたかなというふうに思っていますが、ただ、やはり、なかなかその、ウェブを使うというところ、意見は出したいけれども、なかなか、っていう方々もいらっしゃるのかなと思うので、それはそれでまた、検討材料にさせていただいてもいいのかなというふうには思っています。</p> <p>で、あと一点、今あの、すごくこう、着々と進めている様子が見受けられるんですが、その中のこどもミーティングの部分で、それぞれ小学校3年生から18歳までという子供達が参加していますが、すいません、この参加した子供達の対象、対象って言うか、呼びかけであったり、そういうこの、ミーティングに至るまでの様子を少し、お聞かせいただけますか。</p>
市長	<p>それでは事務局お願いします。</p>
こども応援課こども未来企画班長	<p>はい、今回、ミーティングを開催するに当たり、学校の方を通じて、チラシの方をお送りしました。「何日に開催しますので、参加の方お願いします。」ということで。小学校、中学校の方に、お配りいたしました。あと市内の高校の方にも、パンフレットの方を送りまして、お知らせをしております。あとはホームページでも呼びかけも行っておりました。あと、児童デイサービス、発達が気になる子供達が通うようなところにも、直接、郵送でお送りしたりですとか、あと学童さんにも、個別に送って、参加者の方を募っています。</p> <p>あとは17日って児童館の方で行っているんですけども、こちらの方は児童館の方にパンフレットの方、置かせていただいて、参加者の方、募りました。そこで、延べで44名の参加がありまして、会議に、開催に至っております。</p>

宮城委員	これは自主的に、自分から参加します、というふうな意思表示をして、参加した子供達？
こども応援課こども未来企画班長	はい、そうです。
宮城委員	はい、分かりました。ありがとうございます。
市長	それでは他に、何か御質疑等ありましたら。よろしいでしょうか。それでは今、こどもミーティング及びこども未来市民会議の報告についてでしたので、資料等の中身がですね、また改めて、何か皆さん方の方で質疑がありましたら、その都度担当課の方に、また問い合わせをしていただいて、進めていただければなと思います。よろしく願いいたします。
(2) 与根体育施設条例廃止に伴う代替施設等の諸課題について	
市長	それでは、次の議題ですね、与根体育施設条例廃止に伴う代替施設等の諸課題について、今回、ありますので、まず、副市長の方から説明をしていただいて、その後また事務局等々、いろんな御質疑、御対応の話をさせていただければなと思います。よろしく願いいたします。
副市長	<p>はい、配布資料の中に、豊見城市サッカー協会からの嘆願書、それから与根西部土地区画整理組合からの要望、それから対応策試案という資料が3つ付いてます。この3つについては、私の方から要請等の内容の紹介を含めて、説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、豊見城市サッカー協会会長瀬長盛光様から、豊見城市陸上競技場の使用に関する嘆願書が、10月の22日に出されております。内容をザッと読み上げたいと思います。</p> <p>「豊見城市サッカー協会は、ジュニアから社会人までの幅広いカテゴリにおいて、与根体育施設を活用し、サッカー競技の普及や技術向上に取り組んでおります。このような中、令和元年度に山川市長の公約である、豊見城市にプロサッカーキャンプ誘致が実現し、陸上競技場の芝面整備が行われました。豊見城市サッカー協会としては、この素晴らしい競技場の環境で、豊見城市の子供達やサッカー愛好者が交</p>

流し、さらなる技術向上が目指せると確信しております。

また、第 12 回豊見城市サッカー大会を陸上競技場、昨年までは与根体育施設、で令和 2 年 10 月 4 日から 18 日の日程で開催し、多くのサッカー愛好者がピッチに立ち、『すごく良いピッチになった！夢みたいだな！』と感動の中、これまで以上に白熱した大会となりました。

加えて、豊見城中学校男女サッカー部においては、学校運動場が整備中のため、一日の学習後に校区外の与根体育施設での活動が続いております。移動にかかる時間や体力の負担も大きい中、陸上競技場利用が常時使用できることで校区内活動となり、子供達の負担軽減のみならず、移動時の安全性や、学習と部活動の両立も図りやすくなると考えます。豊見城市サッカー協会は、これまで与根体育施設で行ってきた協会事業や学校部活動の拠点を、与根体育施設から豊見城市陸上競技場としていただきたく、申し入れをいたします。」という嘆願書です。

続きまして、豊見城市与根西部土地区画整理組合理事長からの、豊見城市与根西部土地区画整理事業に関する要望です。これは記の要望事項の 1 と 2 について読み上げたいと思います。

要望事項の 1、「道路事業について。マル、豊見城市予算による以下の道路事業の早期実現を要望いたします。市道 218 号線全線（本事業地内及び豊見城市与根シーサイド土地区画整理事業地内）の拡幅工事及び新設工事（上水道工事、排水横断管改修工事を含む。）、並びに市道 286 号全線について、早期完成（令和 5 年度以前の完成）をお願いいたします。今年 8 月 1 日に開院した友愛医療センターをループする市道 453 号線の早期完了。

2、豊見城市与根体育施設の支障物件除却工事について。豊見城市与根体育施設の支障物件除却工事については、条例廃止の議案が 4 度に渡って否決されています。組合としては、野球場の支障物件の撤去工事と同様に、次年度の市道 218 号線の道路工事の着工前に、道路工事に支障となる物件の除却工事を完了させたいと考えております。除却工事期間が 6 箇月程度は必要と考えており、遅くとも年明けの令和 3 年 1 月には、除却工事に伴う手続き等を開始する必要があります。つきましては、本組合施行による土地区画整理事業の進捗及び本組合と施設管理者との除却工事に伴う事務手続きが円滑に進み、着工の遅延による市道 218 号線の改良工事に支障が出ないよう御協力及び御対応をお願いいたします。」という内容でございます。

こうした関係機関等からの要望が出ていることも踏まえまして、次に、与根体育施設条例を廃止した後の対応策試案ということをもとめ

	<p>ております。ここに書かれております内容は、これまで、こういう場で、市役所の中で、いろいろ議論をされてきた対応案であったり、あるいは、新たに行政職員から、いろいろ提案があったりしたものを、私の方で取りまとめたものであります。</p> <p>まず豊見城中学校の部活関係、部活に関連をしまして、中学校の部活は、週2日の休みがあるので、伊良波中学校と休日を調整し、グラウンドを活用させてもらう方法の検討はどうかという提案です。例えばということで、月曜日学校、火曜日陸上競技場、水曜日お休み、木曜日が学校、金曜日が伊良波、土曜日が陸上競技場、日曜日が休みといったような、調整をした、活用ができるのではないかとといったような提案です。</p> <p>それから、一般利用、社会人のサッカー環境についてですが、これについてはサッカー専用施設の整備というのが、中長期の目標としてはあるわけですが、その間に、次、サッカー専用施設整備までの暫定的な対応の検討をする必要があります。これまでもいろいろ取り上げられてきた内容であります。①に、ナイター設備設置学校グラウンドをナイター利用するという方法、それから②として、与根漁港多目的広場を利用するという方法、③瀬長島野球場の1面を、4面あるうちの1面を、一時的なサッカー場として利用するという方法、その他と書いてあります、例えばこの、その他には、いろんな意見があったわけですが、一例紹介しますと、八重瀬町とか近隣の市町村で、サッカー専用施設を持つてる市町村の、サッカー専用施設を豊見城市民が利用するとき、市民の料金が当該市町村の市民の料金と同じになるように市の方で助成をすとか、あるいは場合によっては、まあこれは計算しないと分からないわけですが、豊見城市民が近隣のサッカー専用施設を利用するときの利用料金を市が補助することによって、負担ゼロにするとか、いろいろな、市民が近隣のサッカー専用施設を利用するときの負担を軽減するような方法の検討もあるのではないかと、といったような提案がありました。そういうことも含めて、その他としております。</p> <p>こういう対応策を、豊見城中学校の部活、及び一般の社会人の利用環境について、改めて、みんなでその協議をして、きちんとした対応策を検討していく必要があるだろうということで、この試案をまとめてみているところでございます。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございます。今の説明の中で、何か御質疑等がありましたら、各委員の皆様方よろしくお願ひします。</p>

大城委員	お願いします。いいですか。
市長	どうぞ、大城委員。
大城委員	教育委員会議の中で、条例廃止について、採決で条例廃止に賛成という決をとったんですけど、あえてもう一度、私の頭を、自分の頭を整理するために、副市長に質問したいんですけど、条例廃止がないと、工事は進められないのか、その辺ちょっと教えて欲しいなと。
市長	どうぞ、副市長、よろしいですか。
副市長	これまで市役所内部で、担当部署含めていろいろ検討してきたわけですが、そもそも、この区画整理事業ということに、市も同意をして、地権者の一人として同意をして、そこに新しい産業の拠点を形成していこうという、区画整理事業を進めてきているわけですね。そのような区画整理事業の経過、趣旨から踏まえて、そこに社会体育施設としてのサッカー場が、条例が廃止されない状態で、今後残っていくと、サッカー場として利用されていくと、その前に野球場があったわけですが、そのような状態を前提として、この区画整理事業がスタートしてるわけではない、というふうな共通理解があります。従いまして、区画整理事業を計画的に進捗させていくためには、条例を廃止して、野球場がそうであったように、サッカー場の条例も廃止をして、そこに、新しい土地利用をしていく、というふうになるというのが行政内部の共通認識でございます。
市長	よろしいですか。
大城委員	はい。だいたいまあ、こんなもんかなと私の頭もそうなんですけど、今日のですね、サッカー協会からの要望書とか、整理事業組合からの要望等見ると、やっぱり条例廃止は早めにした方がいいということなのかなと、そういうことに繋がるのかなと思ってるんですけど、私の考えとしては、またこれを議会であげて、議会で議決されないといけないわけですよ。じゃあどうにか議会で早めに採決してもらいたいですね。

市長	それじゃあ副市長の方から。
副市長	これまで議会に廃止条例を提案して、残念ながら否決をされているわけですが、先だつての教育委員会で、今、話もありましたように、廃止条例を、条例を廃止していくと、いう合意のもとでの意思決定がされているという報告を受けております。これを受けまして、議会に議案を提案するのは市長ですので、今日でしたかね、庁議を開いて、12月議会に、どういう議案を提案するかということを、庁議で審議をいたします。その中に、与根の体育施設の廃止条例についても、教育委員会の意思決定を受けて、12月議会に提案をしていこうというような、庁議での審議をしていく予定にしています。
市長	その他何か、御質疑等ありましたらお願いいたします。
教育長	じゃあ私の方から。
市長	どうぞ、教育長。
教育長	サッカー協会から会長名での要望書なんですけども、私どもが確認した内容では、これまでどおり、週3日間で使わせてもらえばいい、そして、他の競技との、専用化という形で書いてる、拠点化か、書いてあるけども、これは他の競技との兼ね合いもあるので調整しながら活用させてください、という内容がありました。ですからこの文章がそのまま全部、趣旨確認をした結果としては、こういう内容ではありませんでした。これは改めて私の方から、報告をしておきます。以上ですね。
市長	すいません、この確認の時系列、いつ頃、どういう対応でしたのか、教えていただけますか？
教育長	課長、説明してください。
市長	どうぞ。
生涯学習振興課長	はい、この嘆願書を受けまして、生涯学習振興課としましては、サッカー協会に、その嘆願書の趣旨を確認するために、会議をさせてい

	<p>いただきました。会議したのは11月17日でございます。かいつまんで説明申し上げます。</p> <p>嘆願書を提出した経緯について、教えていただきたいということを申しました。会長からは、これまで陸上競技場でサッカー利用ができなかった背景や、今後、与根サッカー場が使えなくなることも勘案し、サッカーできる場所を確保して欲しいという考えがあったと。ただし、本音と言え、できればサッカー専用施設は欲しいというのは本音ということは申ししておりました。</p> <p>あと、嘆願書に書かれている、拠点にしたい、という表現についてですね、サッカー協会の全ての活動を、陸上競技場でやるということなのか、ということで聞いたところ、協会の会長からは、拠点という表現については、サッカー協会全ての活動を、陸上競技場で行うという意味ではなく、調整可能な範囲で、陸上競技場を中心に活動していきたいと、立派な芝ができていたため、そこを使わせていただきたいということでありました。</p> <p>で、他の競技とのすり合わせは、できるのではないかとということです。そのすり合わせについても、今年度は教育委員会としても、十分調整をしながら、陸上競技場も使っていただいているところなんですけども、これ以上のものを求めているかどうか確認したところ、会長からは「今年度はとてもよく対応していただいております、大変満足しているんで、これ以上求めているわけではない。」と。「他の競技も使用しているんで、占有することをできないのは重々承知しています。」と。で、サッカー協会が行う大会等について、できるだけ、同じように継続して、利用させていただきたいということです。</p> <p>また、豊見城中学校の利用についても、利用回数を増やして欲しいという要望かどうか確認しております。今現在、平日3回を目途にですね、利用をしていただいているんですけども、その利用を継続していただければ助かります、というふうな回答でした。</p> <p>嘆願書の内容についてもですね、陸上競技場ということでもありますので、他の陸上の皆さんとか、他の競技の皆さんとも、調整しながらですね、可能な限り、対応させていただきますということで、その協議は終わっております。以上です。</p>
市長	ありがとうございます。
教育長	説明したら？一緒に。せっかくだからこの、うちが、資料も、調整した事項もある。要は、うちは、特に問題なければ、使わすことにつ

	<p>いては何ら異議はないので。せっかく出てるんで。</p>
市長	<p>どうぞ、生涯学習振興課長。</p>
生涯学習振興課長	<p>別の資料で、閉じている資料がありまして、一番最後に、A3の大きなカラーのスケジュールがございます。こちらは、豊見城中学校サッカー部の、使用可能施設のスケジュールとして、年間を通して、どういう事業があるのかとか、いうふうな方で示しています。今現在、令和2年度の12月から、令和4年度の8月までのことを書いてます。令和4年8月というのは、豊見城中学校の完成ですね、全て完成が整うまで、ということでやっております。こちらのスケジュールの見方としては、上の方、上段については、与根サッカー場については、今回、議案も12月に提案しますので、その結果次第になりますけれども、あと、豊見城中学校のグラウンドにつきましては、1月の中旬からこの3分の1の供用開始ができる見込みだということです。</p> <p>市の陸上競技場につきましては、今月ですね、来週からはまた、このキャンプ期間のために、芝の養生期間がありますので、2月の中旬当たりまでは使えませんよ、ということです。その後、陸上の合宿の予定もございます。令和3年度に入りましたら、この黄色いところは養生期間ということで、残りは、いろいろ、これまで行ってきた、大会とか、イベント等を示しております。また、来年度につきましては、オリパラの聖火フェスティバルということもありますので、そこも含めて、主に週末ではございますけれども、示しています。また、陸上シーズンということで、8月末から10月いっぱいまでは、陸上のシーズンということで、陸上を中心にですね、陸上競技場を使っていたきながら、調整可能な範囲内において、当然使っていただきたいというふうに思っています。</p> <p>下段の方は、今回コロナ関係でいろいろありましたけども、通常の年度から言いますと、一年かけてこういうイベントとか、大会がありますよということで、示してるところです。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございます。少し気になるのは、前回、我々の方で、学校施設課の中学校グラウンドの3分の1の供用開始は、今年の12月頃だというふうに報告を受けて、そのまま止まった情報になってはいるんですけど、今見ると、1月かな、というふうな話になってはいますが、その辺りの説明を少し、いただけますか。どうぞ、学校施設課長。</p>

<p>学校施設課 長</p>	<p>学校施設課の方から説明します。当初ですね、工事の予定では12月の中旬頃から利用できるだろうというふうに見ていました。そのように説明もしていたんですけど、実際ですね、工事を進める中で、グラウンドの工事が完成するのは12月の後半、12月末ぐらいだという工程になってます。グラウンドが完成したら、使えるだろうと踏んでいたんですが、グラウンドに入る出入口の方ですね、まだ、擁壁が、工事ができなかった箇所があってですね、これ、中に屋外トイレを作ってるんですけど、今作ってるグラウンドの中に、屋外トイレも作ってるんですが、その工事車両が出入りするために、一度、擁壁が施工できなかった部分があって、その工事がまだ残っているということで、グラウンドは完成しても、出入口の部分で、工事がまだ完成してないということですね、この擁壁の工事が完成して、利用できるようになるのがですね、今、1月の中旬頃だということになっております。説明は以上です。</p>
<p>市長</p>	<p>よろしいですか。ありがとうございます。先程この、市のサッカー協会の会長名でいただいた嘆願書の中については、我々、直接受け取って、いろんな意見も確認もしております。学振課が言ったように、あくまでも、陸上競技場を、これまでどおりの活用方法として、利用させて欲しいと。当然、学校部活動に関するものに関しては、サッカーの、何て言うんですかね、ボールを蹴ったりとかする、陸上競技場だけのものではなくて、これまではそういった施設がなくても、県大会に優勝したりとかっていう実績もあって、それぞれメニューも十分豊富に持っていると。なので、遠くに行つてわざわざ与根体育施設まで行って、活動するよりも、やっぱり子供達の学習面だったり、安全面を考えると、陸上競技場をこれまでどおりの対応で使わせていただく、それで我々としては、学校側としては、十分、今の部活動の環境は、何て言うんですかね、確保できるというお話を伺っております。</p> <p>当然、他のクラブチームだったり、スポ少のものだったりとかありますので、我々としてはできる限りの対応をしていきたいなというふうに考えておりますけど、その中での、先程、副市長から説明があったような、試案というふうにくつか、月から日までのルール、曜日の中で、対応がどうするか、というところを示させていただきました。そういったところも、学校側も当然週2日お休み取りながら、部活動の運動に、汗を流しているところでもありますので、しっかりと行政の方で投げながらですね、この対応も理解していただけるように、取り組んでいきたいなと思っておりますが、各委員の皆さん方からその試</p>

	案も見てですね、どのように感じるかとか、いろんな御意見をいただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞ、備瀬委員。
備瀬委員	質問なんですが、試案の方に、豊見城中学校、学校が月と木、ありますよね、この学校での練習の場所というのは、どこを想定しているのでしょうか。3分の1のところでは練習する予定でこの・・・。
市長	じゃあ、どなたが答えますか？学校施設課長、どうぞ。
学校施設課長	学校施設課の方でお答えします。豊見城中学校と連絡会を開いてですね、毎月一回、連絡会やってるんですけど、この方も踏まえてですね、こういった調整もしております。この「学校」って書いてあるものについては、学校の3分の1、1月13日から、利用できるだろうと今、思っているという話ですので、新しくできた学校の3分の1の利用を、残りはですね、市陸上競技場を、調整しながらですね、利用していこうと考えています。
備瀬委員	確かに、これまでの説明では、12月の中旬頃に、3分の1が完成し、使用できるというふうに聞いていましたけども、今、1月3日以降になるということで、その「学校」というのは、学校の3分の1の運動場ではなくて、中庭とか、そういうものを、私は、想定しているのかなと思ったりはしたんですが、今の説明では、3分の1の部分で練習するという意味なんですか？となると、今から1月、完成するまでは、学校での練習は、把握はできてないということで理解して？
市長	どちらが説明されますか？学校施設課長どうぞ。
学校施設課長	学校側とはですね、毎月、練習場ですね、利用日程を決めてですね、何月何日はどこで練習するということですね、調整してやっています。12月いっぱいにはですね、今、与根体育施設が使えますので、与根体育施設もですね、例えば条例廃止になったとしても、12月議会で条例廃止になったとしても、すぐに工事着手はしないということで聞いてますので、1月の13日までは使用できるだろうというふうに。
市長	学振課長。

生涯学習振興課長	<p>今現在ですね、豊見城中学校の利用につきましては、陸上競技場を週3回、使っていただいています。あとこちらに伊良波中学校というふうに案としてあるんですけども、以前に、豊見城中学校の先生とも協議した経緯もあります。そうすると、やはり、他の中学校を利用するについては、やはり、その管理の問題もあるということもあります。あと、小学校のグラウンドでどうかという話もしましたけども、やはり子供達にボールが当たったら危ない、やっぱり中学生が蹴るボールは強いので、ということで、やはり、できるだけ自分達の校区内でやりたいという話で、そういう話がございましたので、今の段階では、陸上競技場、与根サッカー場、次からできるだろう学校の3分の1を利用していただくというふうなことで、今考えております。</p>
教育長	<p>課長、今、ちょっと違いがあるよ。これ、養生が入るでしょ。ちょっと、説明が、整合性が取れてないよ。</p>
生涯学習振興課長	<p>陸上競技場につきましては、先程話した、来週からキャンプ期間まで、2月の中旬までは、陸上競技場は使用できないということになりますので、その期間については、陸上競技場を除く学校と、与根サッカー場というふうなことで調整させていただきたいというふうに思っております。</p>
市長	<p>どうぞ、安里委員。</p>
安里委員	<p>この対応の試案の質問なんですけど、瀬長島の野球場の1面、これはもう、僕としては有り得ない話で、小学校いっぱいいたと思うんですよ。で、ここの案は消えます、多分、この案はないとして、一応僕は考えています。</p> <p>で、一応、陸上競技場の件なんですけど、週火曜日と土曜日、2つ入ってますけど、これ、陸上競技場を使う陸上関係者の何かいろいろ行事があるじゃないですか、その中で、ちゃんとお話しして苦情とかなないのか、学校が使う案ということにして、このスケジュール調整とか、そういうのはうまくいくのかとかですね、そういうことをちょっと頭の中によぎりました。</p> <p>この豊中のグラウンドができたとしても、多分外でやる部活たくさんあると思う、サッカーだけじゃなくて、ハンドボールもあるだろうし、いろんな部活が各々使うと思います。そのために、要は、よその施設がないと、やっぱりサッカー部というのが、練習する期間が減つ</p>

	<p>てしまうので、そこら辺の調整をするために、要は、このサッカー施設を、僕はもう一番いいのが代替を求めているんです、僕の中で。ちゃんときちんと作った上で、そういう形に持って行って欲しいなという僕の思いがあります。条例撤廃とかどうのこうの話は僕はもうあまり興味がなくて、子供達が、ちゃんと部活ができるような場所、まず確保して欲しい。以前ですかね、去年ぐらいに、長嶺城址の話が出て、そこに作るっていう話があったんですけど、そのサッカー場を前倒しで作れることはできないんですか？</p>
市長	どうぞ、学振課長。
生涯学習振興課長	<p>はい、今、安里委員からありました、まず、試案の方の、一般利用、社会人の方の、瀬長島野球場の1面を、一時的なサッカー場として利用するというございますけれども、やはり、瀬長島野球場は4面ありまして、その形状の野球場のように作られていることから、サッカー場の競技のコートを取るのには厳しいというふうに思っております。ただですね、そこはナイターが付きますので、豊中の冬場とかいう部分の、外野辺りを使って、練習に使うというのは一つの案かなというふうには思っております。</p> <p>もう一つ、陸上競技場の利用者の声っていうんですかね、その方につきましては、先だって、私の方でその利用者の声を、アンケートという形で取っております。今、まだ集計はしていないんですけども、豊中の部活動にすることについてはですね、ほとんどが「問題ない。」とかいうふうなことでの回答になっております。また、豊中が部活動を使うことについての表示も、陸上競技場の入口の方に掲示して、説明はしてあります。</p> <p>あとは、もう一つ、中学校の先生についても、やはりそういう、周りも気にしながら、配慮しながら部活動をしている姿も確認しておりますので、仲良く、それをやりながらですね、一緒に共有していければというふうに思っております。</p>
市長	長嶺城址多目的についてはちょっと担当が、部署がおりませんので、どうしましょう。副市長の方から少し、説明していただきます。
副市長	公園緑地課が所管をしている事業ですけども、今日は担当課が来ておりませんので、私の方から概略を説明しますと、長嶺城址公園の整備計画の中に、多目的広場があります。名前のとおり、多目的で使え

	<p>る広場を作ろうということですね。ですので、サッカー専用の、サッカー場として整備するものではないというのが一点あります。</p> <p>それからもう一つは、長嶺城址の公園整備事業計画全体の事業費が、非常に大きな事業費になっております。事業費を削減できないか、縮減できないかという、計画全体の事業費の見直し作業を始めておりますので、そういう関係上、その多目的広場がいつまでにできるという工程をですね、具体的な工程を示すことが難しいという2つ、サッカー専用施設ではないということと、工程が、まだ明確ではないというようなところが、長嶺城址公園を検討する場合のネックとしてあるかなと思います。</p>
市長	<p>よろしいですか、大丈夫ですか、どうぞ、安里委員。</p>
安里委員	<p>やっぱり部活は毎日するので、心技体もいろいろ教育の中にもありますけど、やっぱり子供達が、その場所で、要はサッカーをできることの習慣ですか、それをそがないようにしていくのが大事だと思っております。その中で、要は、これはあくまで計画であって、確定ではない話を今していると思うんです。子供達の部活の場所、何とか確保してあげたいっていう思いが一番強いんです。そのために、要は、これは市の財産ですよ？このサッカー場はね？その市の財産を区画的、土地計画、のあれで潰すという話になると思うんですけど、できるのであれば、親の立場としては、残してもらいたいと、僕は持っています。ですが、要は、大きな市の計画ですので、そこまで強くは言えないんですけど、PTA上がりとか、親御さんの立場になった僕の意見としては、やっぱり令和何年ぐらいまでは少し、今、グラウンドができるまでは、ちょっとそのままにして欲しいなっていう思いがあるんですよ。僕がこだわってるのはちゃんとできる場所、分かります、陸上競技場、伊良波小学校ですか、中学校ですか、も借りたりして、スケジュールも分かるんですけども、きちんとできるような形を作らないと、僕はダメだと思ってるんですね。この案もいろいろあるんですが、検討しながら、慎重に、子供達が今、ちゃんと部活ができることを止めないようにしながら、大きな話をしていると思っている状態ではあるんですけど。そこら辺の計画が、きちんとした計画になるように努力もしていただいて、本当に何回も言うんですけど、子供のためなので、教育なので、場所を、要は、中途半端にしてあげるのではなくて、中学校のグラウンドも、僕サッカー使えると思ってないですよ、サッカーって大きくボール蹴ったりします。野球は、要は瀬</p>

	<p>長島の方で、ほぼ、あそこで練習します。体育館利用と外の併用部活もたくさんあると思います。じゃあ何曜日はサッカー部で、とか、何曜日は何部ね、とか、振分け、学校側でも必要になってくると思います。回数が減らない、基本的に。この今ある施設も、できれば、使える時期までは、使わすように。準備を整えてから、この議論をしてもいいのかなと、僕は思っております。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございます。どうぞ、備瀬委員。</p>
備瀬委員	<p>今、安里委員の方から、瀬長島野球場の件について、言語道断だというような考えがありましたけども、私も、野球場は4面あって野球場だろうと、そこは代替案としては、あまり適切ではないだろうという考えでございました。しかしながら、その話をやっていく中で、野球場の方の利用状況が、今現在どうなっているのか、豊中のサッカー部の練習時間帯と並行して、野球場の方が同時に使われているのかどうか、その辺もまた知りたいなあというふうに思います。</p>
市長	<p>どうぞ、生涯学習振興課長。</p>
生涯学習振興課長	<p>はい、瀬長島野球場につきましては、平日につきましては、やはりナイターの方で、夜間の方で一般の方が利用しているのが見られます。ただ、その少し前の時間の、夕方の部活動の時間については、やはり皆さん仕事やっていますので、その辺の時間帯についてはまだ空きがありますので、中学校の野球部であるとか、サッカー部が冬場に、ナイターで外野外、練習で使うという部分については、問題ないというふうに思っております。</p>
備瀬委員	<p>今、安里委員からもあったように、議会の方でも、サッカー場の代替案の方で否決された部分があったというふうに、議会を傍聴して感じたもんですから、今その代替案の方が示されたので、できたら次回、11月27日の教育委員会の会議の中で、その話合いというものを、ぜひやって欲しいなあというふうに、私は思います。今の問題も含めて。あるいは代替案については、個人的には陸上競技場の向かいにある多目的広場の方があります。もちろんゴールとか置けないんですけども、そこの方も、練習内容からすると使えるかなっていう、そんな感じもします。それも含めて、いろいろ、代替案について、もう少し、話合いが必要だろうと、私は思います。考えは一緒かなと、だから次</p>

	<p>回辺りの教育委員会でぜひ、議題にして、話し合いができたらいいいのかなって考えます。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございます。ぜひ、この辺りはしっかりとですね、教育委員会会議の方でも、また諮れるようにお願いしたいと思います。</p>
教育長	<p>私の方から、市長、私の方から一言。</p>
市長	<p>どうぞ、教育長。</p>
教育長	<p>これまで提案のあった代替施設、たくさん出ました、そういう検討の中で、中学生達が一時的に使うものについては何ら問題ないのではないかなという思いはあります。しかしながら、具体的に言いますと、陸上競技場、そして、長小、豊小の夜間施設、与根漁港広場、こういった面々はですね、行政財産であります。一つの目的を持った行政財産であって、これは法令上、あるいは行政的にも、行政財産としての位置付けが明確にある以上、専用施設にはなりえない。議会の求めが代替施設であったり、専用施設である以上、これは、一時的な利用可能でも、専用施設にはなりえないということは、行政上も明らかであることについてはですね、私の方も、長いこと行政マンですので、述べておきたいと思います。</p>
副市長	<p>いいですかね。</p>
市長	<p>どうぞ、副市長。</p>
副市長	<p>今の教育長からの専用施設という話が出ました。当然、ですから、サッカー専用施設の整備については、中長期的に位置付けをしないとイケない、その間の対応策として、暫定的な対応をどうするかということが、今この場で話し合われてるというふうな理解でありますし、またこの対応策の試案も、そういう観点で作られているものです。</p>
市長	<p>それでは各、今回、総合教育会議の資料の中でですね、いろいろと、条例の、漁港条例だったり、与根漁港内の多目的広場のもので、位置図だったりとかってのもありますので、しっかりとこういったサッカー一部の使用可能施設のスケジュール等々添付されておりますので、各教育委員の皆さん方も目を通していただいてですね、豊見城市の財産</p>

	<p>に当たるものは有効利用させていただいて、子供達のために、できる限りのことを対応していくという、我々姿勢がありますので、しっかりとその旨も連携取りながら、対応できればなというふうに思っております。他に何か御質疑ございますか？</p> <p>すみません、今、先程申し上げた与根漁港内の多目的広場のものは担当課の説明もあるようなので、説明をお願いしたいと思います。農林水産課でしょうかね、はい、どうぞ。</p>
農林水産課長	<p>農林水産課です。与根漁港についてであります、豊見城市漁港管理条例の方ですね、多目的広場というふうに位置付けられていて、サッカーとして利用することは特に問題ありません。以上です。</p>
市長	<p>ありがとうございます。その他何か、担当部局から追加説明等、もしありましたら。よろしいですか？大丈夫ですか？その他各委員から何か御質疑ありますか？総合教育会議は協議、調整をする場ありますので、いろんな情報共有しながらですね、しっかりと前に進めるように、取り組んでいただければなと思っております。</p>
(3) その他教育行政について	
市長	<p>それでは次の議題に移りたいと思います。次の議題は、その他ですね、その他の教育行政についてですね、担当部局より、説明をお願いしたいと思います。どうぞ、学振課長。</p>
生涯学習振興課長	<p>生涯学習振興課より説明させていただきます。3番目ですね、その他の教育行政について、ということでもありますけれども、先程から議論になっております与根サッカー場の代替施設に絡む件ではあるんですけども、一つの案としまして、検討してる中では、豊見城総合公園の公園のエリアっていうんですかね、スポーツ拠点エリアと言っています、公約の方ではそういうふうに表示しております、その説明ではあるんですけども、まず総合公園の現状を説明させていただきます。</p> <p>豊見城総合公園は、豊見城市の屋外スポーツの競技の中心拠点として、昭和56年に整備された、約9.7ヘクタールの都市公園であります。この総合公園内の、また陸上競技場がございます。陸上競技場は、アスリートの競技力向上や、一般市民の健康レクリエーションの拠点として利用されていまして、ただし、当初の整備から39年が経過する中で、近年、平成30年には全天候型のトラックの整備とか、先程</p>

	<p>言われた、天然芝の整備が去年度に整備されております。ただし、この陸上競技場の附帯設備、いわゆる今のスタンドとかある部分なんですけども、その施設や、機能面とかですね、その他総合公園内の他の施設についても、その管理や整備について、多くの課題を有している状況です。</p> <p>その9.7ヘクタールの総合公園内の施設につきましては、今現在教育委員会が、市長の権限に属する事務の一部を補助執行しているという部分で言えば、この陸上競技場と、テニスコートと、水泳プールの管理運営に関することを補助執行しておりますので、その部分がございませう。その他、公園内には、ゲートボール場とかですね、遊戯広場、遊具広場というふうな広場が広がっております。</p> <p>ただその一方ですね、先程の与根のサッカー場の代替施設としての新たな課題がある中でですね、こういう都市公園の中等でですね、できないか、調査、検討しているところでございませう。ただしですね、そのためには総合公園内ですね、大規模な見直しの中で検討されるべきだというふうには考えているんですけども、先程の、教育委員会が補助執行していることを鑑みればですね、どうしても公園内のスポーツ拠点エリアの整備計画については、教育委員会では、手をつけることはなかなか難しいものですから、市長部局を中心とした新たな体制のもとで検討、推進していくべきだというふうには考えてるところでございませう。以上です。</p>
市長	<p>説明ありがとうございます。今の点について何か、各委員の皆さん方から御質疑ありましたらお願いいたします。どうぞ、宮城委員。</p>
宮城委員	<p>確認になりますが、先程の与根体育施設条例を廃止した後のつていう部分の、サッカー専用施設整備が中長期目標であるという表現があったと思いますが、それとも関わってくるのでしょうか。</p>
市長	<p>それでは説明をお願いしたいと思いますが。今の質問の説明ですね、与根体育施設の、サッカー専用施設の中長期的なもの絡むのかってことですね。どうぞ、学振課長。</p>
生涯学習振興課長	<p>委員おっしゃられたとおりでございませう。専用の施設については、こういうふうに、中長期的に検討していくものだと考えておりました、その前の方で、先程、市の各施設、例えば僕らが今、与根の漁港多目的広場を使っていきたいというふうに考えているのは、廃止され</p>

	たあとに、そこを、供用になりますけども、使っていくというふうに考えております。
市長	今の説明でよろしいですか？
宮城委員	何となく。ありがとうございます。はい、分かりました。ありがとうございます。
市長	その他何か、御質疑ありましたら。
教育長	じゃ、私の方から。
市長	どうぞ、教育長。
教育長	<p>まず、総合公園内整備事業、いわゆる都市計画決定事業であります。本来、都決事業という場合は、強制力の強い網が被せられます。ですから、都決事業の場合には、通常、土地収用法の中で事業認定、裁決申請、強制収用代執行、この3つの大きな枠組みがあるんですが、都市計画決定事業は、事業認定が省略される、省略されて、すぐ、裁決申請ができる、というぐらいの強制力の強い法律で、この都決事業という位置付けが明確にあるわけです。ですからそういう事業の中で、都市公園として、総合公園は補助を受けて、進められてきた事業だということがまず、頭に入れていただきたい。</p> <p>全く変更ができないのかという点については、それは都市公園法の中で、事業項目があるので、その項目に従って、変更をしていくという手法はあるのではないかな、一部の望みとしてですね、私は全部できないという意味では伝えるつもりはありませんので。そういう中で、変更が、なっていくということは、どういうことかという、公園台帳が整備されていて、公園には一つ一つ、木一本全部台帳があります。そして、何を意味するかというと、補助金返還、その調整を行う中で、うまく調整が行けば、うまく調整が行けば、補助金返還は生じませんが、公共投資されているわけですから、補助金適化法の中で、これが返還していくことも十分あるので、対応方については、そういう交渉は、そういう対応は、教育委員会の所管ではない。これは明らかですのでね。これは市長部局で、公園担当課で、しっかり対応していただきたいなというふうに思います。当然、今言っているのは、うちがやってるのは、陸上競技場、プール、テニスコート、これ</p>

	<p>に基づく管理権を任されてるだけですので、その全体を動かす権限はないということをですね、今一度、確認をお願いしたいと思います。以上です。</p>
市長	<p>じゃあ副市長の方から、補足です。</p>
副市長	<p>今、教育長からも、それから先程、生涯学習振興課長からもお話がありましたとおり、この案件は非常に大きな構想のもとで、進めていかないといけない案件ですので、市長部局でもしっかり引き取ってですね、皆さんと協議しながら、進めていけるような体制を作っていきたいと思います。</p>
市長	<p>ありがとうございます。その他、御質疑ありましたら。よろしいですか？</p>
備瀬委員	<p>だいたい終わりですか？関係ないけど。</p>
市長	<p>どうぞ、備瀬委員。</p>
備瀬委員	<p>7月に私、初めて参加したときにですね、事前に、教育委員会の方に、事前に資料を配布してもらいたいというお願いをしました。そうすると、次回からは、教育委員会からは事前に、自宅の方に届くようになりました。できましたら、事務局の方にはお願いですが、総合教育会議の方も、事前に配布してもらえればありがたいと思います。要望ですので。よろしくをお願いしたいと思います。</p>
市長	<p>ありがとうございます。その旨しっかりと対応していきたいと思います。他に御意見ございますか？よろしいですか？それでは各委員の質疑等もございませんので、これで議事は以上となります。以上をもちまして、令和2年度の第3回となる豊見城市総合教育会議は閉会いたします。皆様、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。</p>